

## 認可外保育施設指導要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、認可外保育施設について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。（以下「法」という。））、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。（以下「政令」という。））、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。（以下「省令」という。））及び児童福祉法施行細則（昭和38年静岡県規則第29号。（以下「細則」という。））の規定に基づく、設置等の届出制度、設置者等への指導監督等の実施に關し必要な事項を定めることにより、認可外保育施設の保育内容及び保育環境の適正化を図り、もってこれらの施設に入所している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱で、認可外保育施設とは、法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないものの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含み、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園のうち私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する私立学校であるものを設置する者が幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）に基づく活動の範囲を超える活動を行う施設として設置しているものを除く。）をいい、その種類は次に掲げるものとする。

##### (1) ベビーホテル

午後8時以降の保育、宿泊を伴う保育、時間単位での一時預かり（利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合に限る。）のいずれかを常時運営している施設

ただし、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設を除く。

##### (2) 事業所内保育施設

事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて保育を実施する施設（事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために設置するものを含む）及び雇用関係がなくとも、一般的に利用者を当該

事業所の労働者に限定し、設置者である事業者側と利用者である労働者側との間に、安定的な関係が想定される施設。

(3) 院内保育施設

前号に規定する施設であって、医療機関に設置されているもの

(4) 共済組合保育施設

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）に基づく地方公務員共済組合その他の厚生労働大臣が定める組合等がその構成員の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は保育を委託する施設

(5) 顧客用保育施設

商品の販売又は役務等サービスの提供を行う事業者が、商品の販売又は役務等サービスの提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者が保育を委託する施設

(6) 臨時保育施設

6 ヶ月を限度として、臨時に設置される施設

(7) 居宅訪問型事業者

乳幼児の居宅において保育を行う事業者

(8) 一般認可外保育施設

前号までに掲げるもの以外の認可外保育施設

2 この要綱において、届出対象施設とは、法第 59 条の 2 第 1 項に規定する認可外保育施設をいい、届出対象外施設とは、認可外保育施設のうち省令第 49 条の 2 各号に該当するもの（ただし、子ども・子育て支援法第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）をいう。

（認可外保育施設の把握）

第 3 条 知事は、認可外保育施設の設置及び運営状況を把握するため、法第 59 条の 2 の 6 の規定に基づき次の事項について、市町長の協力を求めるものとする。

- (1) 届出及び定期報告内容の確認
- (2) 認可外保育施設への立入調査
- (3) 認可外保育施設に関する情報収集
- (4) その他知事が特に必要と認める事項

2 知事は、消防署、保健所、児童委員等と緊密な連携を図るとともに、あらゆる手段を通じ、認可外保育施設の設置及び運営状況の把握に努めるものとする。

## 第 2 章 施設設置届出

#### (設置届出対象施設の範囲)

第4条 省令第49条の2第1号において乳幼児の数を算定する場合には、一時預かりの乳幼児を含めるものとし、同号柱書きにおけるその他の書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設概要、施設案内等の書類
  - (2) 乳幼児の保育実績を示す書類（業務日誌、契約書等の裏付けがある場合に限る。）
  - (3) 届出対象となる乳幼児を保育していない旨を記した誓約書、申立書等
  - (4) その他届出対象施設でないことを公的機関等が証した書類で、その内容が適正であると認められるもの
- 2 届出対象外施設のうち省令第49条の2第1号に該当するものにおいて、約款等の定めにかかわらず、同号に該当しない乳幼児を受入れた時は、その日をもって届出対象施設となつたものとみなす。
- 3 前項に該当する施設の設置者は、その事実が発生した日から1月以内に法第59条の2第1項に基づく届出を行わなければならない。
- 4 幼児教育を目的とする施設等、乳幼児を対象とし保育に類似した事業を行う施設（幼稚園を除く。）については、乳幼児が保育されている実態が認められる場合は、児童福祉法の対象となるため、当該施設のプログラムの内容、活動の頻度、サービス提供時間の長さ、対象となる乳幼児の年齢等その運営状況に応じ判断する必要があるが、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は、保育されていると解するものとする。

#### (休止施設の再開)

第5条 法第59条の2第2項後段の規定により休止届をした者が、事業を再開しようとするときの手続きは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第59条の2第2項後段の規定により届け出た休止の予定期間内又は届け出た期間の満了した日から1月以内に再開しようとするときは、同項前段の規定に定める変更届を準用するものとする。
- (2) 法第59条の2第2項後段の規定により届け出た休止の予定期間の満了の翌日に予定どおり再開するときは、特段の手続きは要しないものとする。
- (3) 法第59条の2第2項後段の規定により届け出た休止の予定期間の満了した日の翌日から1月を超えた日から再開しようとするときは超える期間について、あらかじめ同項後段の休止届を出すものとする。ただし、新たな休止届の休止の予定期間の満了した日から1月以内に再開されないときは、すべて新規に設置するときと同様とする。

2 知事は、法第59条の2第2項後段の規定により休止届があつた場合において、当該届の休止の予定期間の満了後に再開しない施設の設置者に対し、法第59条の2第2項後段の規定による廃止届又は前項第3号の手続きのいずれかを行うよう、指導に努めるものとする。

### 第3章 指導監督

第6条 知事は、法の定めに従い、認可外保育施設の設置者又は管理者に対し、保育従事者、施設設備、児童の処遇等の保育内容等について、指導監督を行うものとする。

2 指導監督は、第6条から第18条までに定める規定に従って行うものとする。

3 指導監督の基準は、別紙「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）によるものとする。

4 知事は、第1項に規定する指導監督の結果、届出対象施設が前項に規定する指導基準を満たしていると認める場合は、当該施設に対して、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）を交付するものとする。

#### （通常の指導監督）

第7条 通常の指導監督は、報告徴収及び立入調査により行うものとする。

#### （報告徴収及び立入調査等）

第8条 知事は、届出対象施設の設置者に対し、法第59条の2の5第1項に基づき年1回定期的に運営状況報告を求めるものとする。

2 知事は、届出対象外施設については、その設置者又は管理者から、法第59条第1項の規定に基づき年1回運営状況報告を求めるものとする。この場合における報告の書式は、前項に規定する運営状況報告の様式を準用するものとする。

3 前2項の年1回の報告は、原則として毎年10月1日現在の状況を求めるものとする。

4 知事は、第1項及び第2項の規定によるものの他、必要と認める時は、法第59条第1項の規定に基づき認可外保育施設の設置者又は管理者から隨時必要な事項について、報告を求めるものとする。ただし、次に掲げる場合については、必ず報告を求めるものとする。

##### （1）事故等が生じた場合

施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合

(2) 長期滞在児童がいる場合

施設に 24 時間かつ週 5 日以上入所している児童がいる場合

5 前項ただし書きの報告は、次に定める様式によらなければならない。

(1) 事故等が生じた場合 様式第 1 号

(2) 長期滞在児童がいる場合 様式第 2 号

6 知事は、認可外保育施設に対して年 1 回以上定期的に立入調査（以下「定期立入調査」という。）を行うものとする。ただし、長期間経営されていて運営が優良である一般認可外保育施設、事業所内保育施設、院内保育施設及び共済組合保育施設については、2 年に 1 回とする。

なお、「短時間かつ断続的に顧客の児童を預るような施設」は定期立入調査を実施しない。

7 前項にかかわらず、居宅訪問型事業者については、立入調査に代えて、施設の設置者若しくは管理者（以下「事業所長」という。）又は保育従事者を一定の場所に集めた上で、年 1 回以上書面により調査及び指導（以下「書面調査」という。）を行うことができる。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いときなど、知事が必要と判断する場合には、立入調査を行うものとする。

8 知事は、新たに認可外保育施設を把握したときは、速やかに随時立入調査（以下「新規立入調査」という。）を行うものとする。

また、新規立入調査から概ね 1 年を経過したところで、再度、随時立入調査を行うものとする。

なお、1 年経過時の随時立入調査において第 9 条第 1 項に規定する改善指導（文書指導）がないときは、当該立入調査を第 6 項に規定する定期立入調査を行ったものとみなすことができる。

9 知事は、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成 28 年 3 月）」に掲げる重大事故が発生しやすい事項等を重点に確認する随時立入調査又は巡回支援指導を行うものとする。

なお、随時立入調査において、定期立入調査と同様の調査事項を調査したときは、随時立入調査を第 6 項に規定する定期立入調査を行ったものとみなすことができる。

10 知事は、必要があると認めるときは、随時立入調査又は巡回支援指導を行うものとする。

11 死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがある場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。以下同じ。）又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等

であって、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められるときには、特別に立入調査を実施するものとする。

- 12 前6項の規定により立入調査及び書面調査を行う際には、認可外保育施設指導要領（以下「指導要領」という。）に規定する事項を重点調査事項として行うものとする。
- 13 施設への立入調査だけでは、運営状況等が十分に把握できない場合は、当該施設の設置者等の事務所に対して立入調査を実施し、必要な報告を求めるものとする。
- 14 第6項から第11項及び第13項の規定により、立入調査及び書面調査を行う職員は、省令第14号様式による身分を明らかにする証票を携帯しなければならない。
- 15 知事は、届出の提出を待つだけでなく、市町児童福祉担当課及び消防機関等の協力を得て、認可外保育施設の新設又は廃止等の速やかな把握に努めるとともに、上記関係機関と連携して指導を行うものとする。
- 16 立入調査及び書面調査に当たっては、当該施設における帳票等の準備のために、設置者又は管理者に対し、期日を事前通告することを通例とする。ただし、第9項に規定する随時立入調査及び第11項に規定する特別立入調査においては、重大事故の未然防止等の調査の目的に照らして、必要に応じて、事前通告せずに立入調査を実施することができる。
- 17 巡回支援指導の実施に関する必要な事項は別に定める。

（指導監督基準不適合の施設に対する改善勧告等）

- 第9条 知事は、指導監督基準等に照らして改善を求める必要があると認められる認可外保育施設に対し、改善指導を行うものとする。
- 2 知事は、前項による改善指導を行った場合には、おおむね1月以内に改善指導措置状況報告書（様式第3号）を求め、改善措置の状況確認を行うものとする。
- 3 知事は、繰り返し改善指導を行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しがつかない認可外保育施設に対し、放置すれば公表、事業停止又は施設閉鎖の対象となることを示したうえ、おおむね1月以内（建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、3年以内の適切な期限）の猶予期間を設け、法第59条第3項に基づき改善勧告を行うものとする。
- 4 知事は、前項の規定により改善勧告を行った場合には、当該施設の状況の確認に努めるとともに改善勧告を受けた設置者から当該改善勧告に対する報告があった場合は、速やかに特別立入調査を実施し、改善措置状況の確認を行うものとする。

- 5 知事は、第3項の規定により改善勧告を行った場合で、回答期限を経過しても報告がない場合には、猶予期間経過後、直ちに特別立入調査を実施し、改善措置状況の確認を行うものとする。
- 6 知事は、第3項の規定により改善勧告を行う場合は、必要に応じて児童相談所、近隣市町、近隣児童福祉施設等の関係機関に当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受け入れ先の確保等を図るよう通知するものとする。

(公表)

- 第10条 知事は、前条第3項の規定による改善勧告に従わず改善されない場合で児童の福祉に著しく有害な場合又は改善の努力は見られるが児童の福祉に著しく有害な場合には、当該施設の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善されていない状況について個別通知等により周知し、当該施設の利用を控える等の勧奨を行うとともに、利用児童に対する福祉の措置等を講ずるものとする。
- 2 知事は、前条第3項の規定による改善勧告に従わず改善されない場合で児童の福祉に著しく有害な場合又は改善の努力は見られるが児童の福祉に著しく有害な場合には、改善勧告の内容及び改善されていない状況について法第59条第4項の規定に基づき報道機関等を通じて公表するものとする。

(事業停止又は施設閉鎖命令)

第11条 知事は、猶予期間内に改善が行われず、その後も改善の見通しがつかず、児童の福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるとき、若しくは当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるときは、静岡県社会福祉審議会の意見を聴き、法第59条第5項の規定に基づき事業停止又は施設閉鎖を命ずるものとする。特に、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）が、わいせつ行為や暴行等の乳幼児の生命身体に著しい影響を与える行為等を犯し、当該事実が裁判等によって確定した場合は、「当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき」に該当するものとして、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた場合は、原則として当該施設に対し施設閉鎖命令を行うこととする。
- (2) 罰金の刑に処せられた場合は、原則として当該施設に対し事業停止命令を行うこととし、当該命令の期間について、「刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年までの期間」とする。

- 2 前項の規定により静岡県社会福祉審議会の意見を聴いた結果、当該施設について再調査が必要であるとの意見になった場合には、再度調査した上で、その結果を同審議会に報告し、再度当該施設について意見を聞くものとする。
- 3 第1項の規定により事業停止又は施設閉鎖の処分を行う場合には、当該施設の設置者に対して弁明の機会を与えるものとする。この場合においては、あらかじめ書面をもって、予定される命令の内容、命令の原因となる事実、弁明書の提出先及び提出期限を通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定により事業停止又は施設閉鎖の処分を行う場合には、利用児童に対する福祉の措置等を講ずるため、必要に応じて事前に児童相談所、近隣市町、近隣児童福祉施設等の関係機関に処分の内容を通知するとともに当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受け入れ先の確保等を図るよう通知するものとする。
- 5 知事は、第1項に規定する事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合には、当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について公表するものとする。

#### (緊急時の対応)

- 第12条 知事は、次に掲げる場合において、児童の福祉を確保すべき緊急の必要があると認めるときは、第9条の規定にかかわらず、文書による改善指導を経ずに改善勧告を行うものとする。
- (1) 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
  - (2) 著しく利用児童の安全性に問題がある場合
  - (3) その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合
- 2 前項各号の具体的な事例については、指導要領に定める。
  - 3 知事は、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ静岡県社会福祉審議会の意見を聴くいとまがないと認めるときは、前3条の規定にかかわらず、法第59条第6項の規定に基づき、当該手続を経ないで事業停止又は施設閉鎖を命ずるものとする。この場合においては、当該施設の設置者に対して弁明の機会を与えなくてもよいものとする。
  - 4 知事は、前項の措置を行ったときは静岡県社会福祉審議会に対して、速やかに報告するものとする。

#### (認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導)

- 第13条 知事は、認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場合や設置について情報を得た場合には、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、法令等及び指導監督基準の遵守を求めるものとす

る。また、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当するものに対しては、法令等に定める届出を行うよう指導するものとする。

(届出懈怠施設及び虚偽の届出をした認可外保育施設への措置)

第 14 条 知事は、届出対象施設であるが、開設した日から 1 月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合は、文書（電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）により期限を付して届出を行うよう求めるものとする。この場合において、期限が過ぎても届出がない場合には、非訟事件手続法（明治 31 年法律第 14 号）に基づき、過料事件の手続きを行うものとする。

- 2 知事は、届出対象施設が届け出た事項のうち省令で定める事項に変更を生じたにも関わらず、変更した日から 1 月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合又は届け出た事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合についても前項と同様の措置を行うものとする。
- 3 知事は、届出対象施設が、当該施設を廃止し、又は、休止したにも関わらず、休止又は廃止した日から 1 月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合についても第 1 項と同様の措置を行うものとする。

(市町長に対する通知)

第 15 条 知事は、第 9 条第 3 項に規定する改善勧告又は第 11 条第 1 項に規定する事業停止若しくは施設閉鎖命令をした場合、法第 59 条第 7 項の規定に基づき当該施設の所在地の市町長にその旨の通知をするものとする。

- 2 知事は、認可外保育施設から届け出があったとき又は届出事項に変更があったとき又は当該施設が廃止若しくは休止した場合は、法第 59 条の 2 第 3 項の規定に基づき当該届け出に係る事項を当該施設の所在地の市町長に通知するものとする。
- 3 知事は、法第 59 条の 2 の 5 第 2 項の規定に基づき、届出対象施設からの運営状況の報告事項のうち、児童の福祉のため必要と認められる事項を当該施設の所在地の市町長に通知するものとする。

(県民への公表)

第 16 条 知事は、法第 59 条の 2 の 5 第 2 項の規定により、届出対象施設の運営状況報告書等に基づき、児童の福祉のために必要と認める事項を県民に公表するものとする。

(情報提供)

第17条 知事は、法令に定める市町への通知事項以外にも、第6条第4項に規定する証明書の交付の状況並びに第8条に規定する報告徴収及び立入調査の状況等について、当該施設の所在市町長に情報の提供を行うものとする。

2 知事は、認可外保育施設の状況について県民に対して情報の提供を行うとともに、市町に対し、県民への情報の提供を求めるものとする。

3 証明書の交付を受けた認可外保育施設は、当該施設の利用者等の求めに応じて証明書を提示しなければならない。

#### (記録の整備)

第18条 知事は、認可外保育施設ごとに、届け出された事項、運営状況、指導監督の内容等について必要な記録の整備を行う。

#### 附 則

この要綱は、平成14年12月6日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年2月9日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年10月6日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 26 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 25 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和元年 9 月 27 日から施行する。ただし、居宅訪問型保育事業に係る改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 30 日から施行する。

## 別紙(第6条第3項関係)

### 認可外保育施設指導監督基準

#### 第1 保育に従事する者の数及び資格

##### 1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

(1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）については、乳児概ね3人につき1人以上、1、2歳児概ね6人につき1人以上、3歳児概ね20人につき1人以上、4歳以上児概ね30人につき1人以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。

また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設においても、原則として、保育従事者が複数配置されていることが必要であるが、複数の乳児を保育する時間帯や夜間・午睡の時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、これを適用しないことができる。

(2) 保育に従事する者のおおむね三分の一（保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあっては、1人）以上は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい。

(3) 国家戦略特別区域法第2条第1項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設であって、次のアからウまでのいずれにも該当し、(2)の基準を満たす施設と同等以上に適切な保育の提供が可能である施設については、(2)を適用しないことができる。

ア 過去3年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であること。

イ 外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置しているこ

と。

ウ 保育士の資格を有する者を1人以上配置していること。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

(1) 保育することができる乳幼児の数

ア 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下とし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第23条第3項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下であること。

イ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。

(2) 保育に従事する者

ア 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。

イ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する全ての者（複数の保育従事者を雇用している場合については、採用した日から1年を超えていない者を除く。）が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

3 保育士の名称について

保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならないこと。

4 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。

## 第2 保育室等の構造、設備及び面積

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

(1) 乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）のほか、調理室及び便所があること。

(2) 保育室の面積は、おおむね乳幼児 1 人当たり  $1.65\text{ m}^2$  以上であること。

(3) 乳児（おおむね満 1 歳未満児の児童をいう。）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

## 2 1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設

(1) 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設又は同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。）については、保育室のほか、調理設備及び便所があること。また保育室の面積は、家庭的保育事業等設備運営基準第 22 条を参照しつつ、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さを確保すること。

(2) 法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等行うものであるから、乳幼児の居宅等について広さ等の要件を求めるものではないが、その事業の運営を行う事業所においては、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めること。

## 3 共通事項

(1) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。

(2) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室（調理設備を含む。以下同じ）と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。便器の数は、おおむね幼児 20 人につき 1 以上であること。

## 第 3 非常災害に対する措置

### 1 法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設以外の施設

(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。  
(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

### 2 法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設

防災上の必要な措置を講じていること。

## 第 4 保育室を 2 階以上に設ける場合の条件

(1) 保育室を 2 階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を2階に設ける建物が基準規則第40条第8号ア及びイのいずれも満たさない場合においては、第3に規定する設備の設置及び訓練特に留意すること。ただし、基準規則第40条第8号イの表の右欄に掲げる建築基準法施施行令第123条第1項各号に規定する構造の屋内階段を2階の避難用とする場合においては、括弧内の但し書き規定を適用しない。

- (2) 保育室を3階以上に設ける建物は、基準規則第40条第8号イからクまでのいずれの要件にも適合すること。ただし、基準規則第40条第8号イの表の右欄に掲げる建築基準法施施行令第123条第1項各号に規定する構造の屋内階段を3階の避難用とする場合においては、括弧内の但し書き規定を適用しない。

また建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

- (3) 保育室を4階以上に設ける建物は、基準規則第40条第8号イからクまでのいずれの要件にも適合すること。

また建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

## 第5 保育内容

### 1 保育の内容

- (1) 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、別添の留意事項を踏まえて保育内容を工夫すること。
- (2) 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画を定めること。
- (3) 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実施すること。
- (4) 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」保育になっていないこと。
- (5) 必要な遊具、保育用品等を備えること。

### 2 保育従事者の保育姿勢等

- (1) 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、施設の管理者又は管理者とする。以下同じ。）については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。
- (2) 保育所保育指針を理解させる機会を設ける等、保育従事者の人間性及

び専門性の向上に努めること。

- (3) 児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮すること。
- (4) 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

### 3 保護者との連絡等

- (1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。
- (2) 保護者との緊急時の連絡体制をとること。
- (3) 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

## 第6 給食

- (1) 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。
- (2) 児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。
- (3) 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。
- (4) 上記(1)～(3)に取り組むに当たっては、保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年3月厚生労働省）、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）（平成31年4月厚生労働省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年6月16日付け生食発0616第1号通知）、児童福祉施設における食事の提供ガイド（平成22年3月厚生労働省）、乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン（世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007年）を参考にすること。

## 第7 健康管理・安全確保

### 1 児童の健康状態の観察

登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。

### 2 児童の発育チェック

身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

### 3 児童の健康診断

継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること。

### 4 職員の健康診断

- (1) 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。

(2) 調理に携わる職員には、概ね月1回検便を実施すること。

## 5 医薬品等の整備

必要な医薬品その他の医療品を備えること。

## 6 感染症への対応

(1) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設

ア 感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

イ 本項に取り組むに当たっては、保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（平成30年3月厚生労働省）を参考にすること

(2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設

感染予防のための対策を行うこと。

## 7 乳幼児突然死症候群に対する注意

(1) 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。

(2) 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。

(3) 保育室では禁煙を厳守すること。

## 8 安全確保

(1) 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。

(2) 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施すること。

(3) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

(4) 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。

(5) 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。

(6) 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。

(7) 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該

自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて(6)に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行うこと（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については適用しない）。

- (8) 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。
- (9) 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。
- (10) 事故発生時には速やかに当該事実を知事に報告すること。
- (11) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- (12) 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

## 第8 利用者への情報提供

- (1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならないこと。
- (2) 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他に知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を交付すること。
- (3) 利用予定者から申込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約内容等について説明を行うこと。

## 第9 備える帳簿

職員の状況及び保育している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿等を整備しておくこと。

## (別添) 各時期の保育上の主な留意事項

### [乳児（1歳未満児）]

- ・疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。
- ・視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。
- ・一人一人の生理的・心理的な欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するよう努めているか。

### [1歳以上3歳未満児]

- ・特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。
- ・自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに、応答的に関わるよう努めているか。
- ・身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、児童の生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。
- ・一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、児童の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。

### [3歳以上児]

- ・この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。

### (3歳児)

- ・遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足

させること。

(4歳児)

- ・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。

(5歳児)

- ・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。

(6歳児)

- ・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ、様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが生かされるようにすること。

様式第1号

事故報告書

年 月 日

静岡県知事 氏名様

設置者住所

設置者氏名

別紙のとおり、（死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案、その他）について報告します。

# 教育・保育施設等事故報告書

(様式第1号別紙)

## 基本情報

事故報告回数				施設・事業所名称			
事故報告年月日				施設・事業所所在地			
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)				施設・事業所代表者等			
施設・事業所種別				施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)			
認可・認可外の区分				施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)			

## 事故に遭った子どもの情報

子どもの年齢(月齢)			子どもの性別			
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)			所属クラス等			
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)						

## 事故発生時の状況

事故発生年月日				事故発生時間帯				
事故発生場所				事故発生クラス等				
事故発生時子どもの人数			事故発生時の 教育・保育等従事者数		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・ 放課後児童支援員等			
事故発生時子どもの人数 の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他
事故発生時の状況								
事故の誘因								
事故の転帰								
(死亡の場合)死因								
(負傷の場合)受傷部位								
(負傷の場合)負傷状況								
診断名、病状、病院名	診断名							
	病状							
	病院名							
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の 処置を含めて可能な限り詳細に記載。第 1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で 修正。)								
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその 予定(実績)。第2報以降で追記。)								

※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。

※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。

※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。

※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。

※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。

※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害

(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。

※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

# 教育・保育施設等事故報告書

## ソフト面

事故防止マニュアル		具体的な内容						
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)		具体的な内容				
職員配置		具体的な内容						
その他の要因・分析・特記事項								
改善策【必須】								

## ハード面

施設の安全点検		実施頻度 (回/年)		具体的な内容	
遊具の安全点検		実施頻度 (回/年)		具体的な内容	
玩具の安全点検		実施頻度 (回/年)		具体的な内容	
その他の要因・分析・特記事項					
改善策【必須】					

## 環境面

教育・保育の状況		具体的な内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

## 人的面

対象児の動き		具体的な内容	
担当職員の動き		具体的な内容	
他の職員の動き		具体的な内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

## 自治体コメント【必須】

(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)

## 【施設・事業所別の報告先】

① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。) → こども家庭庁保育政策課認可外保育施設担当室指導係(ninkagaihoikushetsu.shidou@cfa.go.jp)	④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) → こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikkankyou.kenzen@cfa.go.jp)
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)	⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業 → こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikkankyou.katei@cfa.go.jp)
③ 特別支援学校幼稚部 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)	⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) → こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikkankyou.kosodate@cfa.go.jp)

## 【全施設・事業所共通の報告先】

→ 消費者庁消費者安全課(i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)
※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。
※ 裏面の記載事項は、大半部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。

様式第2号

長期滞在児童状況報告書

年　月　日

静岡県知事 氏名様

設置者住所

設置者氏名

次のとおり、長期に滞在している児童について報告します。

1 児童について

- (1) 氏名
- (2) 生年月日、年齢
- (3) 性別
- (4) 住所、電話番号

2 保護者について

- (1) 氏名
- (2) 続柄
- (3) 住所、電話番号
- (4) 勤務先等

3 滞在期間、滞在の状況等

4 その他（家庭の状況、家庭からの連絡状況等）

様式第3号

改善指導措置状況報告書

指示事項	改善措置 (予定) 年月日	改善措置状況 又は改善計画	未改善の理由 (改善が行われていない 場合記入して下さい。)

上記のとおり報告します。

年 月 日

施設の名称

設置者の氏名